

第 1 回

# 新宿区障害者施策推進協議会

平成30年7月31日（火）

新宿区福祉部障害者福祉課

午後 2時00分開会

○障害者福祉課長 それでは、定刻となりましたので、平成30年度第1回の障害者施策推進協議会を始めさせていただきたいと思います。私、障害者福祉課長に、この4月から着任しております太田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日はお忙しいところ、お暑い中御出席いただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、今年度より新しい委員の方の、交代がございましたので、御紹介をさせていただきたいと思います。お手元の資料の中に名簿がございますが、そちらの名簿の19番、新宿公共職業安定所の雇用開発部長の西島正人様でございます。一言いただけますでしょうか。

○西島委員 ハローワーク新宿の雇用開発部長をしております西島でございます。

ことしの4月から前任の堀米の後任として着任させていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○障害者福祉課長 ありがとうございます。

続きまして、名簿の22番になります。新宿社会福祉協議会事務局長、吉村晴美様でございます。

○吉村委員 新宿区社会福祉協議会、吉村でございます。私もこの4月から事務局長になったということで、前任から引き継いでこの会議に参加させていただくことになりました。よろしくお願ひいたします。

○障害者福祉課長 続きまして、資料の御確認をさせていただきたいと思います。

○福祉推進係員 事務局でございます。

本日は、事前配付資料といたしまして、資料1から8までございました。資料1-1から資料1-3まで、こちらが「第4期障害福祉計画の成果目標管理シート（案）」とついたもの、A4縦のホチキス止めをしてあるものでございます。それから、資料2-1から2-3まで、こちらA4横のもので、「第4期障害福祉計画3ヵ年のサービス必要量見込及び29年度実績」でございます。それから資料3、「障害者総合支援法の改正に伴う今年度の新事業という、こちらA4横のものでございます。続きまして、資料4、「新・高額障害福祉サービス等給付費の概要」、こちら1枚ものになってございます。続きまして、資料5、「新宿区第一次実行計画」の冊子から抜粋したものがA4縦、ホチキス止めしたものになってございます。続きまして、資料6、「東京都心身障害者医療費助成制度の条例等改正について」、こちらA4両面のものになってございます。続きまして、資料7、「東京都障害者

への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」、こちらA4縦でホチキス止めをしてあるものでございます。続きまして、資料8-1、「第4次障害者基本計画」、こちらホチキス止めでA4横のものになってございます。最後に、資料8-2、「第4次障害者基本計画」の全体版でございます。こちらは2カ所の止め、冊子のような形状になってございまして、お配りしておるかと思えます。

その他、本日机上への配付物といたしまして、本日の次第、委員名簿、そのほか閲覧用の「新宿区障害者計画、第1期新宿区障害児福祉計画、第5期新宿区障害福祉計画」の全体版をお配りさせていただいております。

配布物に過不足ございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

○障害者福祉課長 すみません、御紹介がおくれましたが、今年事務局を担当する福祉推進係の諏方でございます。

○福祉推進係員 よろしくお願いたします。

○障害者福祉課長 続きまして、本日の委員の皆様の出欠状況について御報告させていただきます。

本日は、御欠席の連絡は、力武委員、星野委員、それから今井委員と新井委員の4名の方、それから片岡委員については後ほど出席されるということで御連絡をいただいております。

本日は、28名中24名の方の御出席がありますので、定足数の過半数ということで会が成立していることを御報告させていただきます。

それから、御発言のときに手前にマイクがございすけれども、要求4というところのボタンを押してお話いただきますと、こちらのマイクのランプがつきます。これでお話をいただいで、お話が終わった際に終了5というボタンを押していただくとマイク具がのほうが消えます。同時にマイクが3本、4本ランプがつきますと、マイクのぐあいが悪くなりますので、お話が終わった後は切るようにしていただければと思います。

それでは会長に、今後の進行をお願いします。

○村川会長 ただいまより平成30年度第1回新宿区障害者施策推進協議会を始めてまいりたいと思えます。

猛暑の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、お手元でございます本日の次第に従いまして、順次議事を進めてまいりたいと思えます。

おおむね午後4時までの約2時間という予定でございます。よろしくお願いたします。

本日の議題といたしましては、第1に第4期新宿区障害福祉計画に係る成果目標の平成29年度実績及び評価について。2つ目に、障害者総合支援法の改正に伴う今年度の新たな事業について。3つ目に、新宿区第一次実行計画について。4つ目に、東京都心身障害者医療費助成制度の条例等改正について。5つ目としまして、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例について。6つ目に、第4次障害者基本計画、国の動きですね。という6点でございます。

それでは、早速第1の議題であります第4期新宿区障害福祉計画に係る成果目標の平成29年度実績及び評価について。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○福祉推進係員 では、事務局でございます。

お手元には資料1-1から1-3、それから資料2-1から2-3までを御用意いただければと思います。

では、第4期障害福祉計画の成果目標評価管理シートに沿いまして、順番に御説明申し上げたいと思います。

資料1-1をご覧ください。

目標の1つ目といたしまして、福祉施設の入所者の地域生活への移行ということをテーマに上げまして、この3カ年取り組んでまいりました。

目標の(1)といたしまして、26年度末の施設入所者数ということで207名を基準として、29年度までに地域生活へ移行する方の数を10名という目標を立てて進めてまいりました。

その下、【移行者数】という隅つき括弧の部分ご覧いただければと思いますけれども、27年度が3名、28年度が1名、29年度は5名の方が地域移行をなさいました。トータルといたしまして、累計は9名ということで、目標の10名としてはまずまずのところまでいったのかなと捉えております。

この5名の内訳といたしましては、グループホームへの移行が4名、それから自宅への移行が1名の方がいらっしゃいました。

それから、目標の(2)といたしまして、29年度末の施設入所者数の総数については、26年度末の施設入所者数207人から4名減少することを目指しますということで、目標を立てましてやってまいりましたところでございますが、施設入所者数に関しては、こちら平成27年から順に206名、210名、216名ということで、当初予定した目標を大きく上振れてしまったところではございます。

この（１）、（２）の目標をまとめまして、どういうふうな動きで進捗したかというのが、その下、くの字の括弧でつけました<参考>というところ、入所者数の推移でございますけれども、216名という入所者数というのは、昨年度末の210名から退所ということで、地域移行した5名と、それからお亡くなりになったり、入院なさったりした2名を除きましたところに加えて、新しく入られた13名を足した数というのが216名、式で申すと $210 - 5 - 2 + 13$ ということになってございます。

評価といたしましては、目標の（１）については、やや達成できたというところではございますけれども、施設入所を希望する方が多くいらっしゃる現状というのもありますので、基本的なサービスの一つとして、この施設入所は捉えつつも、希望者が安心して地域移行できる受け皿の整備というのを進めていかなければいけないというところでございます。

それから、目標の（２）についても同様で、こちらは先ほど申し上げたように、目標の達成は現段階では難しい状況にございますけれども、入所の理由というのが介護者の高齢化等により障害者の介護ができないですとか、障害のある生活保護受給者の単身世帯で入院中に住居を失ってしまったという方もいらっしゃいますので、施設入所のやむを得ない事情ということも多々ございました。

こういった中で、さまざまな理由で入所があるというところも行政としては把握をしていかなければいけないかなというふうに思っております。

続きまして、資料1-2をご覧くださいと思います。

こちら、目標の2、地域生活支援拠点の整備でございますけれども、目標としまして、29年度までに地域生活支援拠点を整備しますという目標のもと進めてまいりました。

こちら、昨年度の協議会でお話し申し上げましたとおり、構築に関しては28年度で既に完了してございます。29年度はこの構築した制度に基づきまして、地域生活支援拠点の推進を進めてまいったところでございます。

こちらについては、評価の部分をご覧くださいと思いますが、拠点3施設に相談支援専門員を増配置した上で、土日を含めた相談支援を実施したことが大きく上げられるかと思えます。障害者がいつでも相談できる体制が整いまして、サービスと利用計画の作成も進んでまいりました。こちら資料には掲載しておりませんが、土日の相談実績件数といたしましては、3拠点、障害者福祉センター、シャロームみなみ風、生活支援センター、3拠点あわせまして、約2,700件の土日の相談実績がございました。こちら、数のとり方に関しては今後分析をしておく必要があるかと思えますけれども、まずは今のところ推移をして

おるかなというふうに思っております。

続きまして、資料1-3をご覧くださいと思います。

目標3、障害者就労支援施設等から一般就労への移行ということで、こちら目標の(1)については、29年度末までに重層的な就労支援体制において一般就労者数を年間73人としますという目標のもと進めてまいりました。

こちらに関しては、当初の目標でありました73名から48名の利用実績というところの実績が出てございます。

こちらの理由ですけれども、評価の部分に書かせていただきましたけれども、登録者本人の重度化ですとか、転職支援事業の利用者の増加がありまして、新規でいからこの事業の登録をされた方というのが相対的に減っているというところが原因として上げられます。

また、その就労移行支援事業所に関しては、こちらは新宿区の事業所にのみ統計をとってございますので、広域的な、すなわち他の自治体を使われたケースというのは、この中には入ってございません。そういった意味で、必ずしも数が伸びているとは限らないというところでございます。

目標の(2)、それから(3)ですけれども、「29年度末の就労移行支援事業所の利用者数を60名以上とします」というところは、29年度末で85名、あわせて(3)の目標で、「就労移行率が2割以上の区内の就労移行支援事業所を29年度末までに全体の5割以上とすることを目標とする」というところに関しては、5割以上、50%以上のところを実績としては78%ということで、こちら両方達成はできたところでございます。

P D C Aの目標管理シートの御説明に関しては以上でございます。

資料2-1から2-3までに関しては、先ほど申し上げましたように、こちら障害福祉サービスの必要見込み量及びその実績でございます。こちらも軒並み、前年並みに推移をしてございますので、御参考までにご覧いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○村川会長 ただいま事務局から説明がありましたが、第4期障害福祉計画の成果目標評価の関係で3つ目標がございましたことについて、それぞれのデータ並びに評価について事務局から紹介がございました。

委員の皆様方から御質問、御意見を遠慮なくお出しいただいた上で、この協議会としまして、協議会意見等ということで、赤いインクで書かれた文章がございますので、そこも含めてこういった扱いでよいかどうか。事前に私のほうと事務局で一定の打ち合わせをいたしま

したが、各委員からもこれは大事だというような点がございましたら、遠慮なく御意見、御指摘をいただければと思います。

それでは、どなたからでも結構でございます。いかがでしょうか。

まず、目標1の福祉施設の入所者の地域生活への移行という事柄につきまして、何かございますでしょうか。

これは従来の障害者自立支援法、改定されて現在の総合支援法でありますけれども、そうした流れの中で福祉施設の入所者の地域生活への移行ということが重要な課題とされております。

ただ、御存じの方も多いかと思いますが、2005年に当初の障害者自立支援法が制定されましたときに、これは国会でも強行採決など問題もあつたわけでありましたが、各地方自治体からも、東京都、神奈川県、あるいはまた政令指定都市などでは、特に人口の多いところではまだまだ入所施設は不足しているのではないかと。お一人お一人について地域移行というのを確かに進めていく必要はあるけれども、なかなかその数字だけ動いてどうなんだと、こういういろいろな議論が12年ほど前にもございましたけれども、また改めて、この第4期において目標が掲げられたわけでありましたが、説明にもございましたように、地元ではシャロームみなみ風ができて間もないという時期でもあります。もちろん中には福祉施設に長らく入所されている方で、地元といいますか、自宅に戻りたい、あるいはグループホームがあれば移りたいという方も現実に実績として29年度あわせて5人ほど位置づけられたわけがありますけれども、この関係につきましていかがでしょうか。

この分野に近いお立場の、立原委員さん、何かございましたらどうぞ。

○立原委員 新宿区手をつなぐ親の会の立原でございます。

私の娘はシャロームみなみ風に入所しておりまして、入所して4年がたちましたけれども、この数字を拝見して、実際暮らしている立場からいたしますと、これが地域生活でなくて何なのかというところがございます。実際、入所施設といえども自宅から近いところに住んでおりまして、週末には自宅に帰り、また医療機関等も入所前と同じ医療機関を利用させていただいています。

なかなか日中活動と夜間の支援が同じ建物の中で完結してしまうようなことはございますけれども、ほかの入所している方を見ましても、入所前と変わらない地域の資源を活用している方もいらっしゃいますし、この目標自体が国全体の施策の目標だと思っておりますので、何とも難しいところではあります。地域生活というものをどう考えるかというところが、東京

ならではの課題になっているのかなと思います。

東京都では、まだ区市町村で入所施設がないところは1カ所ずつつくってもいいというような施策になっているようですし、また、シャロームみなみ風ができたときには地方の入所施設にいらっしゃった方が地域移行という形になって、地元に戻るということで、シャロームみなみ風に移ってこられた方もいらっしゃいましたので、その方たちを入所施設に入ったから地域移行でないというふうに言うのは、またちょっと違うかなと思ったり、地域の資源の一つとして地域生活支援拠点にもなっていることですし、新宿区の施策としてどう考えるかというところが、難しいなと思っています。空けばまた必ずだれか入るという形になりますので、この入所者の数字が減っていくということはないと思うんですよね。

だから、そこら辺の実態といいますか、例えばここで自宅に帰られた方がいるということも、それを自宅から入所して、またその方が自宅に戻ったということを経験した方と地域移行と言えるのかということにも思いますし、その生活の実態をよく鑑みた、さっき会長がおっしゃったように数字だけの動きだけではなくて、その地域の生活の実態をよく見た評価をしたいなと思います。

それと一つ、すみません、質問なんですけれども、この改善の部分の一番最後のサービス等利用計画支援というようになっているんですが、これはサービス等利用計画を活用した支援とか、そういうことで理解してよろしいですか。すみません、お願いします。

○福祉推進係員 事務局でございます。

今、委員から御指摘のありましたサービス等利用計画の部分は、サービス等の利用を計画しつつ支援を進めていくと、そういうニュアンスで書かせていただいたところでございます。

○村川会長 ありがとうございます。立原委員さんから非常に重要な、貴重な御意見いただきました。

よろしければ、池邊委員さん。

○池邊委員 肢体不自由児者父母の会の池邊と申します。

立原さんの意見を伺いながら私も思っていたことなんですけれども、やはり地域生活へ移行するためには、受け皿となる施設が地域にあるということが重要で、例えば私たちの会の子どもが入るような肢体不自由の人が入所するグループホームでは、新宿区内には、ひまわりホーム、あじさいホームという大変手厚くケアを受けられるグループホームがあります。反面、それ以降グループホームがふえないということで、親が高齢化してグループホームに入れたい、子どももグループホームで暮らしたいと思いながら、なかなか新しいものができ



ないので、待っている間に親が高齢化して病気になってしまったり、家庭の介護力が落ちてしまって、もう家で見続けられないというような状況になって、仕方なく入所施設を選択するということがありますので、そこはやはりそういう地域生活へ移行するという視点があるとなれば、もちろんその受け皿があるということがセットであるということが望ましいのではないかなと思っております。

○村川会長 どうもありがとうございました。

加藤さん、どうぞ。

○加藤委員 すみません、この5人の内訳をちょっと知りたいんですけども、精神か身体的か。

○福祉推進係員 事務局でございます。

こちら、地域移行されました5名の内訳でございますけれども、こちらお一人が知的障害、4名が身体障害という分類でございます。

○加藤委員 それで自宅に戻られたのは。

○福祉推進係員 御自宅へ戻られたのは知的障害がある方でございます。

○村川会長 それでは、資料1-1の関係といたしましては、協議会意見等という欄がございますが、この目標1についてはおおむね達成に近づいたが、次の目標と関連がありますが、目標2は、失礼、同じページの目標2ですね、すみません。当初の予定を達成する実績は得られなかったと、事実そういうことですね。御本人にとって施設入所支援と地域移行支援を選択できるような環境を整備することが大切であると。

また、実際には先ほど立原委員さんからございましたように、シャロームみなみ風にお入りになったけれども、時に自宅に帰るということもあるし、また地域のいろいろなつながりを生かして生活をつづけることもできるという御発言もいただいたわけですが、さらにこの協議会意見等といたしまして、2つ目の段落であります。一方、区内グループホーム18カ所の大半が定員を満たしている状況に加えて、シャロームみなみ風及び区立障害者生活支援センターは入所者の地域移行支援も行っていることに鑑みると、地域の移行先であり、住まいの場としてのグループホームの設置促進が引き続き求められるとしたわけでございます。

また、改善については先ほども御指摘がございましたが、多様化している社会資源を有効に組み合わせて、サービス等の利用計画支援を実施していくというふうに、とりあえずまとめさせていただいております。

時間の関係がありますので、次の資料1-2、目標の2番であります地域生活支援拠点の整備ということで、これは事務局からも説明がございましたし、もう皆様方も御承知のとおり、この区役所内に基幹型の支援センターがあり、かつ区立の障害福祉センター、それから精神障害の方を支援拠点としての区立障害者生活支援センター及び知的障害の方に対応するシャロームみなみ風ということで、先ほどの御説明にもありました、土曜日、日曜日の相談対応等も含めて、この間進んできたところでございます。

それでは、この関係につきまして何か御意見、御質問がございましたらいかがでしょうか。

よろしければ、加藤さん、この件どうでしょうか、支援拠点としてうまくいっていますか。

○加藤委員 土日の件数が2,700件というんですけれども、これは延べ人数ですか、それともどういった数でしょうか。

○福祉推進係員 こちら延べの人数でございます。

○加藤委員 同じ人が何度も相談しているが、思いのほか知られていないということはないでしょうか。

○福祉推進係員 こちらは拠点によって数がばらばらでして、恐らくどちらもその分析はできるかと思えます。PRが足りていない部分で、土日の利用というのが伸びていないところもあると思われまして、生活支援センターなどは特に数が顕著に伸びておりまして、同じ方が何回も何回もお電話されてきているということが背景にあるのかなというふうに思っております。

○村川会長 よろしいでしょうか。

もしよろしければ、秋山委員さん、金子委員さん、それぞれ何かこの関係、相談支援の拠点の関係について何か御意見、御感想でも結構ですが、ありましたらお願いいたします。

○秋山委員 相談支援と申しまして、よくわかりませんが、最近は聞こえない高齢者の方がふえていますので、聞こえる方と一緒に施設に入るのもちょっと寂しいなという声もふえております。これからも聞こえない高齢者のために支援していただきたいと思っております。

そのくらいです。短くて申しわけございません。

○村川会長 いや、どうもありがとうございました。

今、秋山委員から御指摘がございましたが、高齢期の方の聴覚障害といいますか、難聴、いわゆる老人性難聴の問題があることは従来、かねてから知られておりますが、新宿区内でどういう対応をしていくか、これは障害者の施策として手帳制度もあります。それに基づいて補聴器の給付ということもあると思っております。

一方、高齢者のための介護保険制度はありますが、しかしそちらの制度では補聴器が出るということはないわけでもありまして、高齢の方々、老人ホームや在宅のサービス御利用にはなっておりますけれども、難聴に伴う不自由な面、問題点もあるかと思しますので、そこをどのように支援していくかという非常に重要なこれからの課題でありますので、関係者の中で深めてまいりたいと思います。

よろしければ、金子委員さん、何かございましたらどうぞ。よろしいですか。ありがとうございました。

ほかに委員の方々からございましたら。

それでは、この関係につきましては、その資料1-2の協議会等の意見の欄、赤インクで書かれておりますが、「今後も引き続き、基幹相談支援センターを中心に、拠点3施設をはじめとした民間相談支援事業所の相談スキルを維持していくため、障害者の多様な生活ニーズに対応できる相談窓口の質の向上を図るため、定期的に事例検討や研修を実施していくことが必要である。」としております。ちょっとセンテンスとして、「～ため、～ため」という感じもなくはありませんけれども、何か各委員からお気づきの点ございましたら。おおむねよろしければ次に移ってまいりたいと思います。

お手数ですが、3枚目、目標の3であります……失礼、目標2のところ、失礼しました。2枚目の資料1-2の下の改善のところ、障害者自立支援協議会の専門部会等についての記述がございますので、よろしければ、春田委員さんから何かこの基幹支援センターを含めた、この相談支援のあり方について、何かございましたらどうぞ。

○春田委員 私は、今回、障害者団体連絡協議会の会長になっちゃったものですから、外れたんですよ、自立支援協議会から。だから、私がちょっと意見を言うのは、誰かこの中にはかの委員がいると思うんですが、よろしく。

○村川会長 承知いたしました。失礼いたしました。

それでは、今後の改善としまして自立支援協議会の専門部会、基幹相談支援センターなどを中心に、相談支援の内容の充実を進めていくということで御了解いただければと思います。

また、先ほど秋山委員さんから御指摘の点、大変重要でありますので、障害者施策と高齢者施策連携ということを区役所内でもしっかり確保していただければと思います。

それでは、資料1-3に移りまして、障害者就労支援施設等から一般就労への移行につきまして、先ほど事務局から説明がございましたとおり、それぞれ目標を達する方向で進められていることは明らかでございますが、この関係について各委員から御質問、あるいは御意

見ございましたらどうぞ。

○春田委員 さっきの地域移行もそうですけれども、精神障害の人たちの問題がちょっと気になるので、就労状況は精神障害の場合はどうなっているかわかりますでしょうか。

○福祉推進係員 事務局でございます。

今回、仕事支援センターの就労支援事業を活用して、一般就労された方のうち、障害の種別ということで、精神の障害で就労された方というのが31名いる中で、15名いらっしゃいました。

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、傍聴席のほうに仕事支援センターの担当課長さんがお見えのようですので、この一般就労への移行などに関連して何か動きと申しますか、あるいは補足説明的なことでも結構でございますけれども、もし何かありましたら、ちょっと御発言いただければと思います。

○仕事支援センター担当課長 勤労者・仕事支援センター担当課長の袴田と申します。

現在、就労支援課のほうで障害者の方の就労支援のほうをやらせていただいているんですが、現在、なかなか障害者の方の就労支援、この4月に障害者の法定雇用率のほうは2.0%から2.2%に上がったということもありまして、非常に就労のほう、引き合いのほうは非常に多く来ているような現状でございます。

なかなかそこから就労に結びついていくというのは、今のところまだ少し難しい部分もありまして、なかなか実績の値としては上がってきてはいないんですけれども、今後、右肩上がりになっていくのではないかなというのが予想でございます。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

法定雇用率の関係についても御紹介ございましたので、精神障害の方々の雇用促進等も含めまして、地元では勤労者仕事支援センターの御尽力ということも大きいわけではありますが、同時に公的な機関としましてハローワークさんにもかねがねお世話になっているところでもございますので、西島委員さんのほうから最近の動きで何か御紹介いただけることがございましたらお願いいたします。

○西島委員 ハローワーク新宿の西島でございます。

ことしの4月から法定雇用率が一応2.2%ということで、実は現在6月1日付の雇用状況報告というのが各企業のほうからいただいておりますが、現在まだ集計中でございます、

何とも結果のほうはまだお知らせできる状況ではないんですけれども、かなりの数がやはり事業主として法定雇用率を下回る企業が出てきています。

それに対する私どものほうの雇用指導ですね、進めさせていただく予定ではおるんですけれども、なかなか企業側のほうの受け入れ体制というのがなかなか整っていない状況がありまして、まずはその地盤のほうのつくりから、我々のほうも支援をしていかなければならないというふうな考えはあります。

それから、あとやはり特にその知的、それから身体、こちらのほうの障害者さんが少なくなってきて、精神の受け入れはかなり難しいという企業さんからの意見も伺っております。ですから、その辺のマッチングをどうするかという部分も含めて、我々のほうで大きな課題であるというふうに認識しております。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

法定雇用率がアップされたわけでありますが、やはり現実には企業での受け入れということをご進めいただく必要、これは企業自身も改革的な努力をしていただくということが重要なと思います。

以前のこの協議会でも報告されておりますが、地元の百貨店であります伊勢丹さんの子会社として、特例子会社の取り組みなどをやっておられるところなどを含めまして、さらに一般就労に向けて体制が強化される必要があるということだと思っておりますが、それでは、加藤さん、どうぞ。

○加藤委員 去年も問題にしたんですけれども、結局就労してもやめてしまうというのが精神が一番問題なわけで、半年後なり、1年後なり、2年後の調査というのをしてほしいという要求をして、少しし始めてくださったと思うんですけれども、そういった数値は出ておりますでしょうか。

○福祉推進係員 事務局でございます。

今、委員がおっしゃられたような統計に関しては、今、事務局のほうでは申しわけございません、持っておりません。

○村川会長 これからの課題として、これまでサービスの一環として就労移行支援、あるいは就労継続支援あったわけでありますが、さらに就労定着支援という位置づけも出てまいりましたので、そうしたことを含めまして、引き続き仕事支援センターさん及びハローワークさんそれぞれにも御協力をいただきながら進めていただくと。

今、加藤委員から御指摘がありました、せっかく企業就労できたにもかかわらず、ある段階といいますか途中でドロップしてしまうと。いろんな事情があるんだろうとは思いますが。御本人の体調である場合、残念ながら企業、職場での受け入れ環境の問題、その他、そこをやはり今後はしっかりと課題を捉え、分析をし、よりよい就労支援のあり方、定着支援ということを図っていくことが大事ではないかというあたりだろうと思います。

高畑委員さん、何かそれに関連してございましたらどうぞ。

○高畑委員 今すぐということではないんですが、先ほどの転職支援事業の絡みもあると思うんですね。精神の場合、一回就労しても、場合によっては二、三カ月で定着しなくてやめてしまうんですけども、その後、2回目で定着するというのもよくあつたりしますし、もう一つは、今、定着支援がどう動いていくかという、その2つがこれから多分影響してくるかなと個人的には思っていて、まだ数字には反映されていかないと思うんですが、もう少しするとわかってくるかなというふうに、私としては思っています。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

就労支援の取り組みについて加藤委員からもございましたように、データのことも大事でありますので、また、高畑委員からまとめていただきましたが、就労定着支援というサービスがこの間スタートしつつあるわけでありまして、ぜひその取り組み、動きを捉えていただきまして、またこの数回のうちの協議会の中で深めていただければ幸いです。

どうぞ、加藤さん。

○加藤委員 もしできれば、ジョブコーチの育成と、そういう人数をふやしていただければと思います。私どものフレンズの中でも就労してアウトになりかけたけれども、ジョブコーチに入ってもらって何とか継続したという人が結構話を聞いていますので、ぜひそこはジョブコーチを考えていただければと思います。

○高畑委員 あと就労のほうでかなり支援していただいている状況が周知されてきたので、手帳の促進の、3級がかなり取得者がふえている状況があると思うので、その辺の今まで疾患で取得しなかった方々が手帳取得にかなり動かれている方がいるというふうに、ちょっと個人的な印象ですけども思っております。

以上です。年間10万件近くが手帳取得していますので。

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、このテーマにつきましては、1-3の下のほうにございます協議会意見……ご

めんなさい、どうぞ、失礼しました。

○吉村委員 社会福祉協議会、吉村です。

仕事と関係ということではなく、この協議会意見の（１）のところについて、評価のところとちょっと合っていないのかなと思ひまして、一般就労は目標を達成できていないということから、そこについて今後も一般就労の伸びが見込まれるということは、ちょっとこれ一般的な話を言っているのです、できれば何で目標が達成できなかったのかということについてコメントするか、あるいは今の御意見の中で出ていたように、一般就労への移行も重要だけれども、その定着も今後は重要になってくるというようなことを意見として述べたほうがいいのかというふうに思ったので、すみません、一言、言わせていただきました。

○村川会長 ありがとうございます。

この協議会意見等として記載されている事柄について、やや一般論で終わってしまっている感じがありますので、地元の事情に即して、目標１の今後について、センテンスを修正させていただくという扱いにしたいと思います。

最終的にこれは後で確認をさせていただきますので、申しわけありませんが時間的な都合もございまして、この関係についての議論については一区切りとさせていただきます。

あわせて、資料２－１以下の実績の関係については何か御意見、御質問ございましたら、どうぞ、どなたからでも結構ですが。

全体としては多くのサービスが右肩上がりの方向でサービス利用、サービス活用が進んでいる流れかと思いますが、以前から指摘されておりますが、サービスが十数種類ある中で２番の重度訪問介護、あるいは４番の行動援護の利用状況としては、若干ふえているところもございまして、あるいはまた５番の重度障害者等包括支援、これは地元でサービスを提供する事業所がないという背景もございまして、一部不活発なサービスもございまして、ほかのところは全体としては利用が進んでいると考えられるところではないかと思ひます。

また、資料２－２、地域生活支援事業につきましても一定の利用が進んでいるというあたりかと思ひますが、よろしいでしょうか。

それでは、この関係については一区切りとさせていただきます、次の議題に移ってまいりたいと思ひますが、障害者総合支援法の改正に伴う今年度の新たな事業の関係につきましても、資料３であります、それでは事務局から説明をお願いいたします。

○福祉推進係長 事務局です。

それでは、お手元の資料３、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定

内容、この資料を使って新たな部分について説明をさせていただきたいと思います。

初めに、1ページをご覧ください。

今回、平成30年度障害福祉サービス等の報酬改定が行われました。この報酬改定につきましては、平均にしまして改定率0.47%というところで推移してございますが、主な部分につきましては、障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援、そして就労支援サービスの質の向上などの課題に対して加算等により対応してきたところでございます。

この今回のものについては、平成28年5月に総合支援法並びに児童福祉法が改正された新たな自立生活援助、居宅型訪問、そして就労定着支援との新たなサービスの報酬も設定されたところでございます。

主な報酬改定につきまして説明をさせていただきます。

初めに、障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援のところからです。

初めに、グループホームの新たな類型が創設されましたというところで、2ページをご覧ください。

今回、グループホームの新たな類型としまして、日中サービス支援型共同生活援助という類型が創設されました。これにつきましては、グループホームにおける重度障害者に対して常時支援体制を確保するという視点をとしまして、従来よりも手厚い世話人の配置、基準の5対1をベースに、4対1、3対1の基準報酬を設定したところでございます。類型としましては、今まで2人以上10人未満といった、10人までというところの定員だったところ、新しく一つの建物への入居を20名まで認めた類型というふうになってございます。

そして、ポイントとしましては、重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するために、短期入所の併設を必置とするというところが今回のこの類型のポイントになってございます。

続きまして、自立支援援助の報酬等につきまして、3ページをご覧ください。

自立支援につきましては、生活援助につきましては、対象としましてはグループホーム、精神病院等からの地域でのひとり暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力に不安がある方につきまして、定期的に利用者の居宅を訪問しまして、日常生活的なものが順調に行われているかどうかというようなところを見守っていくといったようなサービスになってございます。一応、標準利用期間は1年ということで、延長可能ということになってございます。

続きまして、医療的ケア児への対応につきまして、6ページをご覧ください。

医療的ケア児の対応を各事業所で厚くするために、人為的な配置の加算を設けてございます。一つが看護職員の加算が創設されたということが評価として出てございます。



そのほかに、それぞれ医療的ケア児も、いろいろな種類の医療的ケアがございます。そういった私たちの第1期の障害児福祉計画でも放課後等デイサービス等事業所で重症心身障害児等が利用可能な事業所を何とか1カ所以上確保しようというふうに掲げているところなんです。その医療的ケア児の中でもいろいろな方について、困難という言い方はあれでしょうけれども、その医療的ケアの対応によってポイントがついておりまして、比較的見守りを強く要するような支援についてはポイントが高くなって、そのポイントが高くなった支援を人員配置等により受け入れるところについては加算が設けられているというような仕組みになってございます。これによって人員配置を事業所ですて、加算をとって人配置しやすくするような仕組みなんです。なかなかちょっとこのポイントの壁が高いというような話が一応事業者のほうから聞いているところでございます。

続きまして、就労の定着支援につきまして、11ページをご覧ください。

こちらの就労定着支援も総合支援法の障害福祉サービスに新しくことしの4月から施行したサービスの一つでございます。対象としましては、就労移行支援、継続支援、自立訓練等の利用を経て一般就労へ移行した障害者の方、就労に伴う環境によって変化が、生活面の課題が生じている方に対しまして、障害者との相談を通じて新しい環境の中で生活面の課題を把握し、企業や関係機関との連絡調整、そして課題解決に向けて必要となる支援を実施するということになってございます。

この中の今回の報酬体系の中で、先ほど加藤委員がおっしゃられていた職場適応援助者ですね、ジョブコーチ、この方の養成研修を終了した者を就労定着支援員として配置している場合を評価しようということで、一応こちらについても加算というような形の体制が新しく新規でついているというような報酬体系になってございます。

中身につきましては、その事業所の利用者数の規模によって、就労定着率が何割以上かによって細かく報酬体系が組み込まれているといったようなものでございます。

そして、最後に今度は児童福祉法の改正についての新しいサービスについてです。ページでいきますと7ページ、居宅訪問型児童発達支援ですね。こちらのほうが今回のやはり改正で行われた内容になってございます。

対象としましては、重症心身障害児などの重度障害者の障害児であって、通常、児童発達支援と児童通所等で通うサービスだったんですが、そういった外出することが著しく困難な障害児に関しまして、障害児の居宅を訪問して日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与等を行うといったような支援内容になってございます。これも一つ重症心身障害児に

対する新しいメニューということになってございます。

一応おおむね、今回、報酬改正とともに新しくできたサービス内容等について、簡単ではございますが説明をさせていただきました。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、この資料3の関係でありますけれども、何か御質問等ございましたらお願いいたします。

どうぞ、熊谷さん。

○熊谷委員 都立中部総合精神保健福祉センターの熊谷でございます。

事実確認程度の質問なんですけれども、この新しいサービスですね、例えば重度障害者への支援を可能とするグループホームとか、自立生活援助とか、居宅訪問型児童発達支援、就労定着支援の区における支給決定状況、今年度入ってからそういう事案があるのか、それともこれからであるのかというあたり、いかがでしょうか。

○福祉推進係長 新しい、今説明させていただいたサービスについては、今のところ実績はない、事業者もやはり少ないところですね。

○村川会長 国の制度変更、新しく給付も含めた動きでありますので、区役所並びに各事業所において捉えていただきまして、何か前向きに今後取り組み得るものがあれば、また御紹介いただければと思いますが、それでは、どうぞ。

○池邊委員 肢体不自由者父母の会の池邊です。

今回の報酬改定で、例えば重度障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型の創設ですとか、医療的ケア児に対する支援の充実でも、看護職を手厚く配置することによって加算ということがここに書かれているんですけれども、実際には看護職を見つけることが難しく、なかなか実現に至らないとか、あとは今年度から都立の養護学校でも通所バスに医療的ケア児を乗せるという話が出ておりまして、先日、都議の先生にちょっと確認しましたところ、今年度の9月から10月にかけて、18の肢体不自由の特別支援学校の、現在はスクールバスへの乗車を希望しながら乗車できていない210名から250名の児童生徒がリフト付きのマイクロバスに複数名で看護師が同乗して通学できるよう準備をしているということなんだそうですけれども、本当にその看護師さんの確保が、通学時間ですから、みんな同じ時間でその210人から250人の生徒のために、看護師さんを見つけるということが本当に困難だということを伺っていて、こちらに新しいサービスの内容も看護職を充実させるとい

うことがすごくうたわれている割には、実際に看護師さんを見つけるのがとても難しいというのを聞いておまして、本当に実現できるのかなというところにすごく不安を感じているところです。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

せっかく新しい制度ができながらも、今御指摘のように看護師不足など、いろいろな状況がございまして、いま一つうまくいっていないということかと思えますけれども、これは東京都の支援学校については、これは恐らく各学校ごとにPTAなどおありかと思うので、そういうところから御要望出されるなり調整をしていただくなりということではありますが、これ地元の新宿区立の支援学校についてはスクールバスといますか、その辺は特に変更は今のところないと考えていいんでしょうか。

じゃ教育委員会から。

○山田（秀）委員 教育委員会の事務局次長、山田でございます。

今、池邊委員からも都立の特別支援学校のお話ございました。私どももこの動きは非常に注目をしております。この予算については30年度、既に成立をして、東京都のほうでもその実施に向けてということで、具体的にいろいろな検討をされているということで、私どももヒアリングのほうはしております。

ただ、実際のところ、やはりどういう大きさの車をどういう形で走らせるのか、また、通学のあの時間、先ほどもございましたように、それぞれ御家庭を出る時間というのは大体同じ時間ということになってくる中で、お子さんお一人お一人の状況がかなり異なるというようなところで、その車の出し方、それから御発言の中でありました看護師の確保というようなところで、大変苦慮しているというようなところは聞いておりますので、その辺は東京都のやり方が、これを実際に私どもも十分見させていただきながら、区立の養護学校どういふふうにやっていくのかということになろうかと思えます。

○村川会長 ありがとうございます。

新しい方式に移行する可能性も強いというか、あるんでしょうが、やはり条件整備をきちっとやっていただくということが大事だと思いますので、関係学校、機関においてよろしくご対応お願いしたいと思えます。

ほかにございますか。

それでは、よろしければ次の関係の説明をお願いいたします。資料4ですかね。

○経理係長 それでは、資料4について御説明いたします。

現行の高額障害福祉サービス等の給付費については、そのまま継続しておりますけれども、それとは別に65歳到達前に一定期間に当たって特定の障害福祉サービスを利用していた障害者の方に対して、介護保険サービスに移行した際に生じる利用者負担を償還払いによって軽減する。つまりは、障害福祉サービスでは利用者負担がなかったものが、介護保険サービスに移行しますと1割利用者負担が生じる、その負担がふえた部分について払い戻しをするという、新高額障害福祉サービスが加わったものです。

この拡大された対象者には幾つか要件がありまして、真ん中の囲みの部分になります。

1つ目、65歳に達する日前5年間、引き続き介護保険相当障害福祉サービスの支給決定を受けていた方。これは65歳に達する日前5年間にわたり特定の障害福祉サービスの支給決定を受けていて、介護保険に移行後も引き続き相当する介護保険サービスを利用するという条件です。

2つ目、障害者御本人とその配偶者、同一世帯に限りますが、65歳に達する日の前日において、「区民税非課税」、または「生活保護」に該当していた方。これは、支給決定における利用者負担の所得区分、「低所得」と「生活保護」と同様になります。これも65歳以降も「区民税非課税」、または「生活保護」であることも必要となります。

3つ目、65歳に達する日の前日において障害支援区分2以上であった方。これは高額障害サービスの申請時に改めての区分認定は必要ではありません。

4つ目、65歳に達するまで介護保険サービスを利用してこなかった方。これは65歳まで介護保険による保険給付を受けていないという要件になり、40歳から65歳になるまでの間に特定疾病により介護保険サービスを利用したことのある方は対象とはなりません。なお、65歳に達する日と言っているのは65歳の誕生日当日を指しまして、65歳に達する日の前、または前日と言っているのは65歳の誕生日の前日まで、または誕生日の前日のこととなります。

以上の全ての要件を満たす方が新たな拡大された対象者ということで、新宿区で対象となる方は約70名ほどと見込まれております。

次の対象となる費用の欄ですけれども、障害福祉サービスの中でも特定のサービスだけが該当するため、障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所の4つに限られます。これに相当する介護保険サービスとしては、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護となります。

今挙げたサービスのうち、1種類でも利用していた場合は対象になります。

また、介護保険サービス費については、各月ごとだけでなく、さらに年額についてもあわせて計算します。年額の計算対象となるのは、昨年、平成29年8月から平成30年7月までの1年間の分になりまして、年額の確定が10月以降となるため、実際にどなたに幾らお返しできるかということが判明するのが12月になる見込みです。

この間、介護保険課、また生活保護の担当である生活福祉課から必要な情報をもって処理できるように、庁内での調整を進めております。

該当する方には、遅くとも12月中には申請書をお送りする予定です。

以上で説明を終わります。

**○村川会長** ありがとうございます。

今年度、平成30年度からの高額障害福祉サービス等給付費の支給対象者の拡大ということで、今説明のあったとおりでございます。

ちょっと私のほうから質問するのも変ですが、70名ということで利用対象者が明確になってきているのかもしれませんが、これ制度としては広報などで一つはPRということがあるのかどうか。その上で70名ほどの方には、今の資料の下のほうに書かれているようなことでお手紙が送られるという、あるいは申請書類ですかね、そういうことでよろしいですか。ちょっと補足説明をお願いします。

**○経理係長** 金額の確定が12月近くになるということで、月額が出るのが10月以降ですので、そのころを見込みまして、広報は一度出す予定でおります。また、対象者の方には直接お手紙を送る予定です。

**○村川会長** ありがとうございます。

各委員さんから何か御質問等ございましたら。このお立場の方はぜひこれを活用されるということが大事かと思えます。

それでは、よろしければ、続きまして、新宿区における第一次実行計画の関係について説明をお願いいたします。

**○福祉推進係員** 事務局でございます。

お手元の資料5をご覧くださいと思います。

こちら、今年の1月に作成いたしました新宿区第一次実行計画という冊子から障害福祉分野に関する事業を抜粋したものになっております。

1ページ目から5ページ目までが「計画事業」と呼ばれます、平成30年から32年、2020

年までの3カ年の事業計画の一覧表になってございます。

その後、6ページからがその各事業の事業名、事業概要、それから3カ年の年度別計画を掲載したのになってございます。

1ページ目から5ページ目までの黄色いマーカーを引いたところが、こちらが障害福祉分野に関する事業になってございます。

この中で我々事務局、障害者福祉課で携わっておりますのが、1ページ目の真ん中にございます13番から15番の事業ですので、本日は時間の兼ね合いもございますので、この3事業に関して簡単に概略を御説明できればと思います。

では、お手元資料5の6ページ目をご覧くださいいただけます。

題目の3番、「障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」ということで、障害者福祉課では3つの事業、「障害者グループホームの設置促進」、「障害を理由とする差別の解消の推進」、「区立障害者福祉施設の機能の充実」という3点を計画事業として上げてございます。

まず、13番の「障害者グループホームの設置促進」についてですけれども、こちらは障害者計画の20番、お手元の障害者計画全体版の閲覧用のページで申し上げますと、98ページに概要ございますが、「住まいの場の充実」と連携したのになってございます。

冒頭、資料1-1でお示ししましたとおり、地域移行先でありながら、住まいの場としてのグループホームの設置というのが求められていることは、委員の皆様御承知のとおりかと思っておりますけれども、大半のグループホームが満床というところで、今年度中にその新しい民設民営方式によるグループホームの設置という形で要綱を出させていただくことになってございます。年度別計画のところの31年度、2019年度からグループホームの事業者選定ということで、払方町国有地に新しいグループホームの設置を予定しております、2022年、平成32年の春に完成を予定してございます。

続きまして、14番の「障害を理由とする差別の解消の推進」でございますけれども、こちらは計画の30番、122ページの「障害者の差別解消・権利擁護の推進」関係でつながりがございます。こちらは障害者自立支援協議会の差別解消推進部会で、事例の共有や、東京2020のオリンピック・パラリンピック関連事業として、バリアフリーマップの調査をしていくことも計画しております。

こちらに関しては、年度別計画の30年度、2018年度の黒い丸の一番下、「バリアフリーマップ及びアプリの研究・検討」というところがございますけれども、国土交通省のほうで

もこのバリアフリーデータをオープンデータ化して、道の各傾斜ですとか段差の有り無し、それから車道と歩道の区別がしっかりできているかどうかといった観点から、各道を一本一本調査して行って、それをデータ化して民間の事業者、地図会社のほうでルート案内に使われたりとか、そういったことが期待されているものでございます。

それから、15番の「区立障害者福祉施設の機能の充実」でございますが、こちらは計画の19番、ページでいうと96ページでございますが、日中活動の充実に関連してくるところでございます。

こちらは、30年度に関しては高田馬場福祉作業所の改修工事を予定しておりまして、31年度、2019年度には、こちらは多機能化と、それから32年度、2020年にはあゆみの家の定員拡充ですとか、東京都重症心身障害児（者）の通所事業を開始する予定で計画を進めてございます。

雑駁でございますが、以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

区の第一次実行計画、非常に多岐にわたる内容でございますが、障害者福祉に関連したところについて重点的に説明をいただきました。

この関係について何か御質問、あるいは御意見ございましたらどうぞ。

○加藤委員 すみません、払方町はどういう人が対象ですか。

○事業指導係長 事業指導係長です。

対象になる方は現在検討しておりまして、2月に要項のほうで募集を開始する予定になっております。

○障害者福祉課長 これ社会福祉法人のところにつくっていただくような形で進めておりますので、そちらの社会福祉法人の御提案を踏まえて建設をしていただくというような形になります。

ですから、社会福祉法人で対象者をこういう形でグループホームをつくりたいということで選定をさせていただいた中で、こちらと必要量等も協議をさせていただいてつくっていただくというような形になります。

○村川会長 そうすると、これは社会福祉法人さんが、例えばその知的障害の方のグループホームであるのか、あるいは精神障害の方のグループホームであるのか、混合型というのがあるかどうかわかりませんが、あるいはその規模、区として想定されている規模なりユニットと申しますか、それはあるのでしょうか。

○障害者福祉課長 この件に関しましては、払方町の国有地のところが高齢者の施設、認知症のグループホームと、それから小規模多機能と合築をするという予定でおりまして、その中で最大その一つの建物でできるというのは、先ほどの国の報酬改定の中にありました20戸までということですので、20戸しているところです。

○村川会長 ありがとうございます。

加藤さん、そういうことでよろしいですか。

○加藤委員 はい、結構です。

○村川会長 それでは、時間も押しておりますので、次の資料6の関係に移ってまいりたいと思いますが、どうぞ。

○福祉推進係員 それでは、資料6をご覧いただければと思います。

こちらは平成30年4月に東京都福祉保健局から発出されました通知文の写しになってございます。表裏になってございますが、こちらは心身障害者医療費助成制度、いわゆるマル障の対象に精神障害者の福祉保健手帳をお持ちの1級の方が新たな対象となりますという旨の通知になってございます。

こちらの施行は31年1月1日を予定してございまして、事前の受付開始に関しては30年11月1日からを予定してございます。

65歳以上の方、または65歳に到達する方については、31年6月30日までを経過措置といたしまして、交付の申請ができるということでございまして、後期高齢者の医療費の確保に係る法律の改正によりまして、平成30年8月1日に高額療養費の負担額の改正が行われました。これに関しては、裏面の題目の2番に改正内容として黄色いマーカーで引かれた部分ご覧いただければと思いますけれども、表のとおり自己負担限度額のあたりが増額されます。こちらは2段階になっておりまして、2段階目は平成31年8月1日を予定してございます。

こちら雑駁ですが、以上でございます。

○村川会長 ただいま説明のありました資料6、心身障害者の医療費の助成に関する条例等ということで、東京都のほうから示された内容でございます。いわゆるマル障ですか、その関係の扱いでありますけれども、この関係について何か御意見、御質問がございましたらどうぞ。

どうぞ。

○加藤委員 マル障については、精神の1級が入ってとてもよかったと思いますが、障害者福祉手当とは別ですね、これは。それで障害者福祉手当が身体は1級から3級まで、知的も



1級から4度までですか、しっかり出ているのに、精神には出ていないと。それで、いろんな区がもう相当、例えば杉並とか練馬とか文京区とか、そういうところが相当1級の人には手当を出しているんですね。

私はどっちかというとな精神はよくなるということが、可能性があるので、そっちの支援というのがとても大事だとは思っているんですけども、1級の方というのはなかなかそこが難しい。だったら、やっぱり3障害が一緒だとおっしゃるんだったら、せめて1級の方には福祉手当を出すということを新宿区も考えていただければうれしいと思います。

○村川会長 それでは、御意見ということで、今後、区独自の手当制度をできれば考えていただくのか、あるいは東京都のほうで精神障害の方々に対する対応ということを改善していただくのか、両面あるかと思えますけれども、この場合は区の協議会ということでもありますので、なかなか区の管理者の方々も即答ということは微妙かとは思いますが、御要望ということで出ておりますので受けとめていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、よろしければ、続きまして、資料7の関係であります、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例、これはもう議決されていますね。それじゃお願いいたします。

○福祉推進係員 では、お手元資料7をご覧くださいと思います。

こちらは、東京都の障害者差別解消支援地域協議会の資料として配られたものの写しとなっておりますが、こちら議決されたもので、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例ということになってございます。

この中で、いわゆる障害者差別解消法を受けまして、都のほうで都民と事業者に対して幅広くその差別に関する理解促進を深めていくための条例として制定されたものになってございます。

この中で特出すべき点といたしましては、第7条から第14条に関してなんですけれども、第7条が3ページに記載がございます。障害を理由とする差別の禁止というところで、かいつまんで説明しますと、「都及び事業者は…障害を理由として障害でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」第1項と、それから第2項、「都及び事業者は…社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」というふうに規定されてございます。

法でも、第1項の不当な差別に関しては、禁止規定となっているんですけども、第2項に関しては、法は、事業者に関しては配慮するよう努めなければならないということで、努

力義務にとどめているところではございますが、都条例では義務規定をしてございます。

そういったところで、当然、都民もしかり、事業者もしかり、合理的な配慮というものをしていかなければいけないということで、かなり強い言い方になっているのかなというふうに思っております。

それから、第8条のところからは広域支援相談員ということで、この第7条を初めとして、その相談を受けるための専門員を設けるというところが記載されてございます。

そして、第9条からはそれに対して、第7条の各規定に違反する取り扱いを受けたと認められる場合においては、広域支援相談員が対応しても、なおその解決が見込めないときは、必要なあつせんを求めることができるということで、フォローアップの仕組みを整えてございます。

それから、第10条に関しては、事実の調査ということになってございまして、第11条からは、知事は東京都障害を理由とする差別解消のための調整委員会にあつせんを付託することができるということで、それでも解決しなかった場合には委員会、こちらでは調整委員会というふうに呼んでおりますけれども、この調整委員会の中で差別の解消を全面的に進めていこうと、そういった体制になってございます。

その後、6ページに移りますけれども、6ページの第12条と第13条に関して、こちらは調整委員会の中で必要な勧告をすることができるということで、調整委員会からも相当の権限を持ってこちら言うことはできるということと、第13条公表というところでは、「知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。」ということで、差別の取り扱いをした事業者を公表する体制を整えております。

その後の資料に関しては、必要な様式ですとか、条例の施行規則を掲載させていただきました。こちらに関しては時間の都合上、割愛させていただきます。

以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

東京都において、都議会においてこの条例成立したということでありまして。施行が10月1日からですかね。いかがでしょうか。

もしよろしければ、平山委員さん、何かコメントといたしますか、強調すべき点とかございましたらお願いいたします。

○平山委員 ただいま随分丁寧に御説明していただきましたので、条例の概要は大体御説明い

ただきまして、従前から都のほうで障害者差別解消に関するハンドブックというのをつくっているんですが、それにつきましても、この新条例の中身を盛り込んだ上で今改定作業を進めておりまして、施行までには何とか間に合うようにということで、今準備を進めているところでございます。

○村川会長 ありがとうございます。

私のほうで一つ質問、これは区の事務局なのか、また引き続き平山委員さんに解説をしていただくのか、第8条ですね、4ページの上から10行目ぐらいですが、第2節第8条、広域支援相談員という。

これは東京都、都知事さんか、委嘱をされてこの相談員さんが置かれるわけですが、まだこれは区部というか、この新宿区を含むエリアにもこういう相談員さんが設けられるんでしょうか。それから、その中には区市町村と連携して云々ということも書かれておりますので、第2項で知事が任命をされるということで、これは、じゃ課長さんから御説明、すみません、お願いします。

○障害者福祉課長 この広域支援相談員に関しましては、東京都庁の中に障害者権利擁護センターに設けられておりますが、予定としては新たに非常勤職員として4名を雇用して相談員に任命するというような予定というふうに聞いております。

○村川会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

それでは、よろしければ、続きまして、これは国の関係であります、資料8-1、8-2であります、第4次障害者基本計画が国において取りまとめられたということで、その概要等につきまして説明をお願いいたします。どうぞ。

○福祉推進係員 事務局でございます。

資料は8-1をご覧くださいというふうに思います。

こちらが、国のほうで定められました「第4次障害者基本計画」の概要となっております。資料8-2に関しては、こちら全体版ということで、こちら御参考までご覧くださいと思います。8-1を中心に説明させていただければと思います。

第4次障害者基本計画は、障害者基本法の第11条に基づく平成30年度からの5カ年計画で動かれる国の施策になってございます。

基本理念は、共生社会の実現に向けた、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援をしていくといったものにな

ってございます。

基本的方向に関しては、その下に書いてある4つでございまして、「1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア除去を強力に推進」、「2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保」、「3. 障害者差別の解消に向けた取り組みを着実に推進」、「4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実」というふうになってございます。

めくっていただきまして、裏面に移りたいと思いますが、こういった内容を踏まえて、各論というところでは、当然、障害分野のみならず、防災、防犯の推進ですとか、歩きやすいまち、移動しやすいまちということで、バリアフリー化、情報のアクセシビリティ、それから、先ほども話にありました差別の解消等の推進といったところ、こういったところで幅広く、こちらも先ほどの議題にもありました区の新宿区実行計画とも重なってくる部分は多々あるのかなとは思いますが、そういったところで国のほうも動いていくことになってございます。

2枚目に移りたいと思いますが、その他、教育ですとか保健、行政等に関する配慮の充実といったところが上げられておりまして、資料が一番後ろになりますけれども、2枚目の裏でございまして、主な成果目標といたしましては、このような表の中で着実な取り組みというのを我々もしていく必要があるかと思っております。

中でも、区で関係がありますところを一部抜粋いたしますと、例えば左側の上から3段目の枠になりますが、差別の解消というところでは、障害者差別解消法の地域協議会の組織率、こちらは区に既に組織されておりますけれども、関わっていくところになるのかなというところで思っております。

以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

主として資料8-1で説明をいただきました。この国の動き、第4次障害者基本計画につきまして、何か御質問等ございましたらどうぞ。

どうぞ、春田さん。

○春田委員 バリアフリーチェックを3回ぐらいこの区役所と一緒に、私も新宿の周辺と神楽坂一帯をやりました。ただ、新宿区って結構坂が多いですね。それで、特に神楽坂なんかサーカスみたいなどころがあるんですね、道が。よくこんなところに人がいると思うぐらい傾斜があるんですね。そのバリアの除去という問題なんですけれども、この区役所の周辺の歌舞伎町というところも車椅子でいくと入れるところが余りないんですね。狭いし、

階段があるし。

どこまでやれるかというのは、そのオリパラの問題もあるけれども、その後の問題も大きいわけで、区役所としてそれはどの辺まで取り組もうとされているかというか、基本的にバリア除去の問題はどうなっているのかなとちょっと思いますので、以上。

○村川会長 ありがとうございます。

その地元の地理的なのか構造的な問題もあるかと思いますが、今、世の中全体がこの国の計画にもありますが、パラリンピックも契機としてということで、イベントとしてはあるんでしょうが、我々取り巻いている日常的な環境の中で、やはりよりよいものをつくり出していくということが大事なので、今、春田さんからも象徴的に神楽坂周辺、あるいはこの歌舞伎町周辺ということも例示されたわけではありますが、このあたりはどういうふうに捉えていくべきか、きょうは都市計画のほうは…。そうしたら、これは平井委員さん、あるいは中澤委員さん。どうぞ。

○平井委員 総合政策部長の平井と申します。よろしく願いいたします。

区といたしましても、会長のほうからお話ありましたように、東京2020オリンピック・パラリンピックと、またその後も見据えて今バリアフリーの道づくりを進めているところでございます。

ただ、先ほどお話ありましたように、構造的にどうしようもないところも多々あるんですけれども、特にこの駅周辺、歌舞伎町も含めた、そういったところの段差解消ですとか、バリアフリー化については、鉄道駅であればJRだとか、私鉄各線、東京メトロを初め地下鉄などの、御協力も得ながら進めていくところでございます。なかなか難しいところもございまして、すぐに解消できるというわけではございませんが、我々も先ほど御紹介があった第一次実行計画の中でもバリアフリーの道づくり、人にやさしい道づくりということで、着実にバリアフリーの道づくり、標識なども含めたバリアフリー化を着々と進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○村川会長 ありがとうございます。

パラリンピックもございますが、むしろその後の状況、展開ということを視点にして、まちづくり、バリアフリーということを取り組まれるということでありますので、ぜひとも一歩一歩実現をしていただければありがたいと思っております。

各委員さんから何かございますでしょうか。

ちょっと私のほうから一つコメントさせていただきますと、国の基本計画でありますので、

総合的な内容となっているかと思います。この概要版の1枚目の裏側から2枚目にかけて、特にその各論ということで、安全安心な生活環境の整備から始まりまして、このたび、区において障害者計画及び障害福祉計画としてまとめられてきた内容とも重なり合っているとは思いますが、特にちょっと私気になっておりますのは、3番目の国の柱で、防災、防犯等の推進ということで、区の計画書にもかなり反映されていると思いますが、この間、台風の被害はまだかと思いますが、国内的にもいろいろな風水害、あるいは直下型地震ということも遠くない将来に想定されるというようなことがありますので、この災害発生時、特に大規模災害を想定した、そこにもこれは国の文言であります、福祉避難所、その他ですね、そういった関係であるとか、あるいは障害のある方々が犯罪に巻き込まれてしまうと。一旦、下火になったかと思われませんが、いわゆるオレオレ詐欺の類といったものがまた、主に高齢者をターゲットとしていることが多いようではありますけれども、障害のある方々にも声をかけてきてというような、そこにも書かれております消費者トラブルといったような問題もあるかと思うので、こういったあたり、やはり地元においても、区の計画にもかなり柱としても具体的にも掲げられておりますので、具体的な取り組みが重要なかと思いましたので、一言申し上げました。

それでは、国のほうの非常に詳細なものがありますが、かなり分厚い内容でありますので、お読みいただくということで。

それでは、国の関係の大きな動きということを見据えながら、地元においてよりよい取り組みを進めていければということでございます。

藤巻さん、どうぞ。

○藤巻委員 区民代表の藤巻です。

先ほど委員長がおっしゃいました防災、防犯等のところですね、国の第4次を読ませていただきまして、その中の23ページですね。ここの基本的な考え方の上から3行目、「災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所（福祉避難スペース）を含む避難所や応急仮設住宅の確保」、このあたり、昨今の今、会長が触れました想定外のいろんな災害が起きているわけですので、このあたりを新宿区としてどういうふうに取り組んでいるのかなと思ひまして、先ほどの資料5と比較させていただいたんですけども、新宿区の第一次実行計画の13ページです。

13ページの下の方に、福祉避難所、この言葉はとても気になっております。その福祉避難所を新宿区としてはどのような取り組みをしているのかなと思って読ませていただくと、

あっさりと書かれていますが、このあたりを昨今の事情を考えますと、もうちょっときめ細かに計画していただかないと、区民としては不安かなという思いがありますので、年度別計画のところを見させていただいても、福祉避難所のところがちょっと実行計画としては薄いのではないかというふうに感じましたので、そのあたり、区としてはどのようにお考えでしょうか。

○村川会長 大変重要な御質問ですので、事務局のほうで。

○障害者福祉課長 福祉避難所の開設につきましては、ここのボックスが概要になってございますので、これだけが計画ということではございません。新たな運営マニュアルが策定ということで、そういう検討をしているということですが、今年度、障害当事者の方も含めた福祉避難所を御利用される方の訪問調査も行ってございまして、その中で運営マニュアルのほうを今現在整備をしているところでございます。

○村川会長 マニュアルを作成、検討中ということですが。

○藤巻委員 早急な対応を区民としては望んでおります。

○村川会長 ありがとうございます。

これちょっと私のほうからも一言コメントさせていただきますと、二十二、三年前の神戸市を中心に被害のありました阪神淡路大震災ですね、大都市が大きく被害を受けたり、あるいはまた7年前の東日本の震災でも、やはり障害の重い方々、あるいは年齢の高い方々への対応ということで、やはり福祉避難所の持つ役割というのは非常に重要なものがあるんじゃないかと思えますね。

これはもう言うまでもないわけですが、どこの地域でも一般的には中学校、あるいは小学校、体育館などを避難所として活用される地域の避難所でございますが、やはりその介助、介護のニーズの高い方々については、この福祉避難所ということで、これは地元の新しい福祉施設も含めまして、あるいはまた年齢の高い方については特別養護老人ホーム等ですね、やはりそれぞれ現行定員のその東北のほうの状況を聞きますと、1割以上、もう130%、要するに3割増しぐらいで一時的には対処していただかなければならないということで、やはり関係の施設、法人にも相当御理解いただいたり、あるいはその移動、移送の際、かなり配慮を持ってうまく進めませんと、また二次的な被害に遭われてしまうということもあるかと思えますので、ぜひこの今、藤巻委員さんからも御指摘がございましたので、この区の実行計画の56番についてはぜひ入念にしっかりとした対応、見通しというものを切り開いていただければと思います。よろしく願いいたします。

どうぞ、じゃ中澤部長さん。

○中澤委員 確かにこの事業、非常に大切な取り組みだというふうに思っています。私もこの災害時の要配慮者の方々への対応については、相当問題意識を持って今取り組みを精査していただいております。

それで、ただ、一言申し上げなければいけないと考えておりますのは、避難所があれば大丈夫、福祉避難所があれば大丈夫だというふうに思われてしまうのが一番怖いというふうに思っています。やっぱり災害のときは基本的には自助、共助、公助のやっぱりその仕組みがしっかりと機能しないといけないんだろうというふうに思っております、その意味で先ほど御指摘いただきましたこの56番の事業のところで、セルフプランの周知啓発のための今調査をしているというようところが、簡単にここに書かせていただいておりますけれども、これ何かといいますと、障害者の方、また高齢者の方、またいろんな事情で災害時に配慮を要する方、そういった方のいろんなケースを、一応ケースごとに全部で100の事例について私ども今直接的に個別的なヒアリングを行わせていただいて、どういう状況でいらっしゃるのか、また災害が起こったらどういうことが想定されるのかというようなことを今個別に調査をさせていただいております。

その中で、いろいろな課題が今あぶり出されるんだろうと思っておりますけれども、そういった中でセルフプランのひな型というのをいろんなタイプ別にお示しができたらなというふうに思っております、その趣旨は日常的なところでどういったところを御注意いただくのか、どういったところを日ごろから準備をいただくことがまず大切なのか。そういったことをしていただいた上で、災害時にはどういった支援体制、協力体制が必要で、そういった方々が避難されるときには避難所ではどういった対応が求められるのかという一連の流れを、しっかりと共有したいというふうに思っております。

そういった中で、今後は避難所の運営マニュアルなどもしっかりとつくっていきたいと思っておりますので、今後そういったところの具体的な取り組みが進むときには、また皆様からもいろいろ御指摘をいただければなというふうに思っております、一連のそういう取り組みをしたいという思いが、この簡単な図式になって示させていただいているというところでございますので、そういった意味でお読み取りいただければと思っております。

○村川会長 どうもありがとうございました。

ぜひとも区内において良い方向、対応の方向ということを示していただければ幸いです。



それでは、当初予定されました議事を進行してまいりましたが、各委員さんから何か再論というのか、特にこの点についてということ、少し振り返ってございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

それでは、先ほど吉村委員さんから指摘がありました第1の議題で取り上げました3つの目標のうち、その一部、目標3という、資料1-3の協議会意見等の表記が少し一般的というようなこともございましたので、ちょっと口頭で申し上げまして、最終的には恐縮ですが、当協議会の会長職であります私と事務局のほうに御一任の形をお願いできればと思っておりますが、今書かれておりますのが、「障害者雇用促進法の改正に伴い、平成30年4月から法定雇用率の算定基礎の対象に精神障害者が追加されたこと」というようなことなどもございますけれども、やはり区内においては仕事支援センターを軸としつつ、あわせてハローワークさんの連携協力をいただき、また、あわせて本年度から始まります就労定着支援といった事柄を含めて対応を図ってまいりたいというような、そういう趣旨で文言を整理いたしたいと思っておりますが、そのようなやり方でよろしゅうございますか。

ありがとうございました。それでは、そのようにこの件については扱わせていただきます。

もう一度戻りまして、ちょっと限られた時間で議論を進めてまいりましたので、最初のほうの議題等に戻る形でも結構でございますが、何か御質問など、あるいはお気づきの点がございましたらお受けしたいと思っております。

それでは、特段ございませんようでしたら、先ほど中澤部長さんからも災害等の対応についてお話をいただきましたが、恐縮ですが、締めくくりの意味で御挨拶いただければと思います。どうぞ。

○中澤委員 本日はいろいろ御議論いただきましてありがとうございました。本当にこのお暑い中お集まりいただきまして、本当にことしの気候の状況などを見ますと、2年後の今ごろはちょうどオリンピックのただ中という中では、本当に心配な点はあるかなというふうに思います。

ただ、私どもといたしましては、オリンピックよりはパラリンピックのほうをしっかりと成功に導けるように、またそれまでの間に、先ほどお話がありましたバリアフリーの状況ですとか、また差別解消の取り組みですとか、また障害理解のさらなる推進ですとか、そういったところをしっかりとやる、そういった2年間にしたいというふうに思っております。

先ほど、春田副会長のほうからちょっとお話をいただきましたバリアフリーマップの調査の件について、ちょっとだけ御紹介を私のほうからもさせていただきたいと思っております。

パラリンピック等の開催に向けまして、今、経済界協議会という、ちょっと支援団体というんでしょうかね、団体のほうが中心となりまして、オリンピック関係のエリアのバリアフリーマップがつかれるようにするエリアの調査というのを今順番にしております。関係する企業としてはNTTですとか、富士通さんですとか、そういった大手の企業さんが協賛ということで一緒にやっていただいております、主に新宿区のエリアが多いものですから、私どもの新宿区のほうもぜひ一緒にやりますよということでお声をかけて、一緒に今やらせていただいております、今のところ、新宿の東口、西口、また高田馬場、そして先日の神楽坂とか、そういったエリアの調査を順番にしております。

そういったデータをもとに、この2年間の中で、一つは使い勝手のいいバリアフリーマップのソフトというんでしょうかね、そういったものができるように私どもも後押しをしたいと思いますし、またその調査の中でいろいろ見えてきました課題については、まちづくりの中にしっかりとお返しをしながら、一つでもいいまちづくりが進むようにしていきたいと思っております。

今のところ、そういった取り組みも一つ一つ進めながら進めさせていただいておりますので、また皆様のほうからもいろいろなお気づきの点などございましたら、ぜひ事務局のほうにお寄せいただいて、また参考にさせていただきたいというふうに考えてございます。

きょうは本当にありがとうございました。

○村川会長 ありがとうございました。

それでは、今年度第1回の協議会につきましては、これにて終了させていただきます。

次回開催につきましては、改めて障害者福祉課から御案内があると思います。恐らく年度の後半になろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、どうも長時間ありがとうございました。

午後 3時57分閉会